

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源  
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

7月1日から6月30日まで(周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県ぶり漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める広島県ぶり漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,229隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。